

関係所属長 殿

交 通 部 長

### 「交通安全ありがとう運動」の更なる深化について(通達)

「交通安全ありがとう運動」については、「交通安全ありがとう運動」の実施について(通達)(令和2年10月19日付け一般(交企)第197号。以下「旧通達」という。)に基づき実施中のところ、横断歩道を渡る際、停止した車両に対して児童がお辞儀をする姿が見られるようになり、JAF(日本自動車連盟)調査による「信号機のない横断歩道における車両の一時停止率」でも、令和2年の「24.8%」から、令和5年は「53.6%」に上昇するなど、一定の成果を上げている。

しかし、いまだ約半数の車両が停止しておらず、県内では、横断歩道上を横断中の歩行者に衝突する重大交通事故の発生が相次ぐなど、歩行者に日本一やさしい山形県の実現は、道半ばである。

したがって、本運動を継続して横断歩行者保護意識の更なる浸透と交通安全意識の高揚を図り、社会に根付く運動となるよう取組を深化されたい。

なお、旧通達は廃止する。

### 記

#### 1 運動概要

##### (1) 実施内容

歩行者が信号機のない横断歩道を横断する際、手を上げるなどして横断の意思を明確に示し、停止したドライバーに対して「お辞儀」や「手振り」などの動作による謝意を示すこと、一方、ドライバーも「手振り」等の合図で歩行者を安全に横断させることの実践を呼び掛けるもの。

##### (2) 目的・効果

横断歩道上における横断に際し、歩行者、ドライバー双方が互いの意思を明確にすることで、安全な横断の実現を図ることを目的とする。

また、その過程において、歩行者がドライバーに謝意を示すことにより、ドライバー側は、停止した行動が有意義であることを実感でき、歩行者側も停止したドライバーの姿を見ることで感謝の念を抱き、児童・生徒においては、将来、歩行者に優しいドライバーになる相乗効果が期待できる。

#### 2 推進事項

##### (1) 交通安全教育等での協力依頼

会議、講習会、交通安全教室を通じ、本運動の趣旨を説明して引き続き積極的な浸透を図り、特に児童・生徒に対しては、具体的な行動を分かりやすく説明して実施協力を行うこと。

##### (2) 関係機関・団体と連携した推進

街頭活動に従事する地区交通安全協会、交通安全母の会、自治体の交通指導員等のほか、地区安全運転管理者協議会に対しても本運動の浸透を図り、歩行者、ドライバー双方の理解を深める活動を展開すること。

(3) 警察職員による実践

警察職員は、率先して本運動を実践して県民への浸透を図ること。

(4) 各種広報媒体による周知広報の実施

チラシ、ミニ広報紙、自治体の広報紙及び地域情報紙のほか、「やまがた110ネットワーク」等の広報媒体を活用し、本運動の浸透を図ること。

### 3 留意事項

(1) 本運動の本質は、歩行者、ドライバーが互いを思いやり、意思疎通を図ることで横断歩道上における安全な横断に資することであり、その過程で歩行者が自主的に謝意を示す行動を呼び掛けるもので、歩行者が御礼をすることが第一義な目的ではないことに留意すること。

また、歩行者による横断の意思表示は、児童・生徒に限らず、大人に対しても実践を促し、夜光反射材の着用と併せて、自らの存在を示す有効な手段であることを周知すること。

(2) 前記J A Fの調査結果でも、約半数の車両が停止していない現状であることから、本運動と並行して、横断歩行者妨害違反の指導取締りを継続強化すること。

【担当】 交通企画課